

①

議 案 書

教育委員会
令和8年1月定例会

議 事 日 程

日 程 1	第 1 号報告 …………… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認 について（議会の議決を経るべき議案につい ての意見の申出について）	P 3 ～ 5
日 程 2	第 2 号報告 …………… 日吉自然の家運営協議会の審議結果について	P 6 ～ 9
日 程 3	第 1 号議案 …………… 長崎市立中学校の廃止について	P 10 ～ 11
日 程 4	第 2 号議案 …………… 長崎市立学校通学区域審議会委員の委嘱に ついて	P 12 ～ 16
日 程 5	第 3 号議案 …………… 長崎市図書館運営協議会委員の委嘱について	P 17 ～ 20
日 程 6	第 3 号報告 …………… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 21 ～ 23
日 程 7	第 4 号議案 …………… 教職員の人事に関する内申について	（別 冊）

第 1 号報告

教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 27 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり臨時に事務を代理したので、同規則第 3 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 1 月 20 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別紙」

令和7年度 長崎市一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.6.7〔社会教育費・日吉自然の家費〕 施設管理運営費 日吉自然の家運営費	147	88	-	-	-	59
10.6.10〔社会教育費・恐竜博物館費〕 施設管理運営費 長崎のもぞき恐竜パーク運営費（恐竜博物館）	389	233	-	-	-	156
10.8.1〔市民会館費・市民会館総務費〕 市民会館管理運営費 市民会館運営費	1,825	1,095	-	-	-	730
合 計	2,361	1,416	-	-	-	945

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔中 略〕

第3条第2項 教育委員会は、前条第1項各号に掲げるものであつても、緊急を要し会議を開くことができないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

第3条第3項 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕

第 2 号報告

日吉自然の家運営協議会の審議結果について

令和 7 年 1 2 月 2 3 日に開催した日吉自然の家運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 1 月 2 0 日提出

日吉自然の家運営協議会

会長 川 口 諒

理 由

日吉自然の家運営協議会の審議結果について、日吉自然の家条例施行規則第 1 7 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

日吉自然の家運営協議会の審議結果

1 日時 令和7年12月23日（火）14時から16時まで

2 場所 日吉自然の家 研修室A

3 出席者 委員 10人中7人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、同課施設活用係
長、同課職員、学校教育課職員

指定管理者 所長、管理グループ専門課長、教育研修グループ長、教育研修グループ専門課長、教育研修グループ主任、教育指導担当

4 審議概要

(1) 報告事項

ア 利用料金の改定

(2) 審議事項

ア 令和7年度 日吉自然の家事業報告

イ 令和8年度 日吉自然の家事業計画

5 主な意見

(1) 日吉の森プロジェクトチームとして行う森の整備の中で、雑木を材料として階段を整備しているが、数年で老朽化する。防腐処理済みの木材や、コンクリートの擬木などを支給してほしい。

(2) 市が実施した桜の老木伐採について、伐採は必要と考えるが、その後、桜の苗木の植樹まで行っていただければと思う。このままだと、10年後には桜が見られない状況になるのではと危惧している。

(3) 小学5年生の宿泊体験学習で、県の事業を活用して木育教育をもっと実施してほしい。

- (4) 大学生はボランティア参加が推奨されており、諫早の国立少年自然の家では、キャンプなどの事業にボランティアとして参加している。日吉自然の家でも各大学へ情報発信しボランティアの活用を図ってほしい。
- (5) 体育館に、見守りや指導者も必要であるが低学年用のボルダリング設備の導入について検討してほしい。
- (6) 焚火のイベントや、自主事業である日吉マルシェ如月遊樂など、よい企画が実施されていることは評価できる。

「 参 照 」

○ 日吉自然の家条例（抜粋）

（日吉自然の家運営協議会）

第14条 日吉自然の家の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、日吉自然の家運営協議会を置く。

〔 以下、略 〕

○ 日吉自然の家条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第17条 条例第14条に規定する日吉自然の家運営協議会の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 号議案

長崎市立中学校の廃止について

次のとおり長崎市立中学校を廃止するものとする。

- 1 名称 長崎市立大浦中学校
- 2 住所 長崎市高丘 2 丁目 6 番 1 号
- 3 廃止予定日 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 1 月 2 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市立大浦中学校の生徒数が減少していること等を勘案し、保護者及び地域住民との協議を行ってきたが、同校の廃止及び梅香崎中学校への統合について合意を得たことに伴い、大浦中学校を廃止したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。

〔 以下、略 〕